

特許庁以後 14年目の日常 入庁事情と近年の大学職務

長岡造形大学造形学部
プロダクトデザイン学科
教授 & 学生部長

森田 守



技懇誌には退職後7年目に、本学の「デザイン研究開発センター」について寄稿しました。次の7年後があれば、それは本学を定年退職するところであり、特許庁在職期間と同じになります。ところで、過日、外郭団体である(社)日本デザイン保護協会の総会懇親会に個人会員として久方振りに出席。新専務理事で入庁同期の日比野氏の様子も……と思った次第です。事務官の方々含めて気おけない人々との会話は快適です。異論はあろうかと思いますが、さすがに20年間、同じ季節を最も身近で長く過ごした同僚たちであります。

今回は、小生の本学への転職に通ずる庁への昭和49(1974)年入庁事情を少々。

一応デザイン系の専門課程卒ですが、小生は「デザイン方法」「カタログを通じたコミュニケーション」「デザイン行政」といったものに意識の重点をおいていました。結果、卒研のテーマも「Gマーク商品選定制度の評価」でした。質は「論」には届かず、出来の悪い「報告書」に止まりました。

関係資料を所蔵する他大学、デザイン振興機関や所管課の貿易局検査デザイン課を調査。検デ課では丁寧な対応が記憶にあります。おそらく、「学生でデザイン行政への関心」は珍しい。そんな中、いつの間にか「デザイン行政」「物の分類」「デザイン要素・評価」「消費者行政」「製造物責任法」といったものが内包する『意識・行動の新しさ』に惹かれたわけです。

とはいえ、公務員試験は当然難しい。周辺で、「もの」の評価を行う消費者関連機関や協会・団体で採用動向情報を収集するものの、学卒の新規職員を採用する環境は見つからず。就活の疲労感にぐったりする中、初夏の学校の廊下に「特許庁意匠審査官補」採用試験のポスターを見つけ、ダメ元で受験。

官補の頃から色々な任務をいただきました。いわく、初年次の「進展する工業所有権制度」の資料集めなどの手伝い、2年目から意匠自動起案システムの開発手伝い、審査官昇任後は意匠分類改正事業とこれに基づく審査資料の再編、意匠機械検索システム基本構想と基本設計仕様書の案作りチー

ム、これら諸事業の予算獲得と日常的な意匠審査事務関連電算機システムの性能向上折衝など。結果、関係各課の方々に多種多様な仕事を学んだわけであり、一方で、離れがちな審査事務の大部分を同僚審査官・官補の助力に依存……感謝。

そんなバタバタした時を過ごすうち、『Gマーク制度』を通じた特許庁意匠課と当時の本省との由縁もこれあり、「検査デザイン課」に向向する機会を得たわけです。『やった!』の気持ち。何しろ、入庁前に最も行きたい部署でしたから……。

ところが『落とし穴』。検デ課初日に、軽いものでしたが神経症になりかけました。内心、それまで仕事に背伸びしすぎの心理状態。後で考えるに、向向する直前は妙に精神的に安定していたのです……電球が切れる寸前の態様でした。発症初期にソファでダウンしている小生を見て、当時の検デ課長の藤原さんの心配そうな表情を時折思い出します。

とはいえ、通産省(当時)のデザイン行政全般に係われしは幸運の一言。『特許庁と同じように、長文の出張報告書を提出し、呆れられたこと』『Gマーク制度の審査システム見直し』『全県等のデザイン振興事業の毎年開示』『デザイナー団体や振興組織の設立』『世界デザイン博覧会、デザイン・イヤーの企画と立ち上げ』など、面白き限り……。これも、特許庁に入れたからこそその賜物ですし、又、同庁での多様な任務が、飽きっぽく、アカデミックでない小生にとって『検デ室での過ごし様』に幸いしたのです。

さて、2年3ヶ月(検デ課・室への出向では長め)して、意匠部門に戻りました。偉そうに、申し訳ないのですが……リアルに自分の将来の有り様を想像できなくなりました。俗に、『浦島太郎』とも言われますが、正にそれであります。しかし、間違っても特許庁の業務につき高を括るなんてことではありません。逆であります。

庁への復帰直後は、意匠機械化プロジェクトチームに配属されましたが、時代は激変しておりました。検索システムは高いレベルと精度で実現しておりましたし、審査部門自体、ガット・トリップ/WTOがらみの対外的な業務対応や意匠法改正の切迫度が高まる兆候を見せ始める時期でもありました。即ち、2年少々の中に庁/意匠の業務の複雑・高度化かつ要求スピードには目を見張るものがあつたのです。もう私の過ごし得るフィールドは『猫の額』でありました。

このような折、越後長岡に新設のデザイン系大学への転出をいただいたわけです。

ご推察のとおり、小生は弁理士で活動する力や予定はないが、これを糧にデザイン関連の仕事をと願っていました。長岡造形大学では、プロダクトデザイン学科にあります。しかし、意匠法を主とした「デザイン法規」やデザイン開発・保全プロモーション等役人時代の経験・知識だけではとても近年の大学教員は維持できません。新設した『美術工芸学科(教

員免許取得可』を対象に造形の基本的図学や表現力とその理解力の習得を意図する「表示図法」、プロダクトデザイン学科を対象に「プロダクトデザイン史」、そのほかに、卒業研究や若干の演習・実技科目を主に担当しています。

さらに加えれば、後述する学生部長として、就職や卒業後の人生設計・計画に着目する「キャリア教育」を2年生及び3年生向けに担当します。もちろん、この科目は非常に専門的な部分が多く、かつ、新鮮な教授内容であることを必須とします。従って、ほとんどが非常勤講師によるものです。

かかる状況下、意匠法だけは何とかしのげますが、他の科目は全て新規みたいなのです。一つの科目を講義するには、その科目の内容を自分なりにイメージできなければならぬのですが、とてもまだその域には達しておらず、受講生には「しばらくご勘弁を」の気持ちです。来年は更に新規授業が追加されます……大変です。とはいえ、小生の担当数は、他のプロダクトや美術工芸教員に比べ極めて少ないのですから、文句など言えません。

ついでに授業風景の断面を……。新しい教授科目として、一年生(全員で250人対象)向けに、報告書の書き方などを講義・実施する「読解論述演習」なる科目を複数の教員と担当し、先日、任務である2回分(都合3時間)を終了しました。不慣れな大きな教室で、多人数相手に単独で行ったこともあり、予定にない早めの終了など、大失敗。しかし、情報システムを使い授業の課題提出・報告や感想を受講生全員から受ける中、授業運営への苦情の他に、案外「慰めの言葉」や「新授業スタイルを応援」といったものもあり、救われました。実は、この授業、「てにをは」の使い方と「形を文章で表現する」実技であり、後者は、審判の図と文言を利用させていただきました。具体的には、「衣服用ハンガー」の図を提示し、この形を文章で表わすものです。おそらく、受講生には過去全く経験のない課題であり、四苦八苦の様子が顕著。しかし、この部分についても意外に、好評の感が多かったようであります。

もう一つ、これも今年から始めた全一年生向け授業ですが、造形の基礎である「観る」「描く」「創る」を、毎週月～金の午前中、学科間の壁を越え、デッサンや立体構成などの実技を通して学びます。造形の経験がほとんどなく不安を抱きがち近年の新入生が読解・理解・集中力、マナーを養う、本学期待の新たな授業風景です。

最後に、授業以外の活動について紹介。大学教員の任務は教育、研究、大学行政であり、小生は、教員として……高校訪問や学外のデザイン研究・勉強団体との連携……の他、「学生部長」の命も受けております。とはいえ、大部分の実施は、担当課の職員により行われます。

学生部長としての任務は、「学生委員会」「就職委員会」の委員長であり、上部委員会である全体学務事項の重要な部分

の案を検討する「運営委員会」「予算委員会」の委員をも勤めますが、近年は、学生部長であるからこそこの事項が重きを増しています。

即ち、学生の事故・負傷等の他に、この数年増加する休学や中途退学への対応です。このまま推移すれば、学校経営上にも影響しますが、それ以上に経緯の把握とその対策が急がれるところです。しかし、問題は一筋縄では解決できません。典型的な個人情報であることによる原因追求・入学経緯・高校までの状況把握の限界、周辺の医療機関や専門家との連携などを含め大学内で対処すべき難問が山積みです。

そうそう、久々に学生デザイン創作の保全に関する事例がありました。小生も本学の「実習・演習課題」を文頭の(社)日本デザイン保護協会による「デザイン創作寄託」システムによせた経験があります。これらを踏まえて、大阪のデザイン系大学の教員が同様の試みを実施したいので、実施効果などにつき情報聴取にいらしたものです。

経験上、残念ながら意匠法による学生デザインの保全は、仕組みや経費、手間、効果の観点から未だ「敷居が高い」のです。不正競争防止法を根拠法とするデザイン保全は使い勝手が良いのです。意匠法や著作権法すら、全国に所在するデザイン・アート系高等教育機関で講座を開講している例はとても少ないと記憶しております。こうしたことを考えると、つい、特許に偏りがちになる中小企業財政支援施策や理数系進学者有利の進学指導が蔓延する中、将来の意匠制度利用の顧客群を育てるプロダクトデザイン教育の困難化、そしてこれを加速させる10年以上にわたる地方地域高校の美術や芸術系教員採用凍結の常態化と常勤美術教員の半減といった教育体制の貧弱化がつい頭の中をよぎるのです。

と、云いつつも、もう少し工夫して楽しみながら時を過ごすように考えている。

Profile

昭和49年3月東海大学教養学部芸術学科卒業

昭和49年～平成6年まで特許庁審査・審判官

○意匠分類改正担当

○審査・審判事務、意匠審査の電子化システム開発、意匠審査企画調整担当

○通産省によるグッドデザイン選定事業・地域デザイン振興・'89デザイン・イヤー企画(世界デザイン会議、世界デザイン博覧会等の企画・立ち上げ)等に従事

長岡造形大学デザイン研究開発センター長、造形学部産業デザイン学科長を経て、現在、学生部長及び造形学部プロダクトデザイン学科教授

社団法人日本デザイン保護協会総括研究員、株式会社新潟TLO非常勤取締役(平成16年5月まで)を歴任。長岡市及び長岡商工会議所デザイン振興関連事業の諸委員を歴任し、現在、新潟県県央地域地場産業戦略研究会委員

日本デザイン学会会員、芸術工学会会員(2006年か2009年まで理事)専門は、意匠行政とデザイン行政